

成年後見制度の利用促進に関する施策について

1. 経緯

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年に制定されました。

国は、同法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を策定。市町村においても、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとしています。

2. 佐世保市の方針

「佐世保市老人福祉計画・第8期佐世保市介護保険事業計画」に、成年後見制度の利用の促進に関する施策を盛り込むこととしました。

なお、「第6期佐世保市障がい福祉計画・第2期佐世保市障がい児福祉計画」においても、成年後見制度の利用の促進に関する施策を盛り込むこととしています。

3. 成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むことが望ましいとされている内容

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割を実現させる体制整備の方針
- ・地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- ・地域連携ネットワークおよび中核機関の機能の段階的・計画的整備方針
- ・「チーム」「協議会」の具体化の方針
- ・成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

4. 計画策定における調査と審議について

- ①成年後見制度利用促進意見交換会の意見を伺いながら市が素案を作成。
- ②素案について、高齢者福祉専門分科会（障がい者福祉専門分科会）において審議を行っていただくこととしています。

5. 成年後見制度利用促進に係る意見交換会

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、本市における制度利用の在り方を検討していくため、専門的な知見を有する専門職団体等と意見交換を行っています。

18名で構成。年に4回開催。

<参加者>

司法書士、社会福祉士、弁護士、公証人、医師、大学講師、地域包括支援センター職員
させぼ成年後見センター職員、長崎家庭裁判所（オブザーバー）
長寿社会課成年後見担当職員、障がい福祉課成年後見担当職員

6. 今後のスケジュール

- | | | | |
|-------|-------------------|---|------------------------------------|
| 7月27日 | 第1回意見交換会（現状報告） | → | 第1回専門分科会（現状分析） |
| 9月中旬 | 第2回意見交換会（素案報告） | | |
| 11月初旬 | 第3回意見交換会（素案報告2回目） | → | 第2回専門分科会（計画案検討）
第3回専門分科会（計画案承認） |
| 2月上旬 | 第4回意見交換会（最終案報告） | → | 第4回専門分科会（最終案承認） |